令和5年度版

加算割の補助対象となる自治会活動項目

具体的な活動	想定している活動内容	条件・注意事項	
①自治会防災訓練	消防署や消防団と協力して、消火器・避難行動・煙体験・救命講習会などの自治会独自の防災訓練を実施する。 なお、防災訓練では、備蓄物資について学ぶ機会を作る。 **※実施予定の自治会は、協働推進課（内線 242）へ要電話** （数量限定ですが、備蓄物資サンプルを配布します。）	年１回以上	いずれも、１月末までに実施すること
②防犯パトロール	誘導灯、拍子木などを持って地域のパトロールを定期的に実施する。	年３回以上	
③地域の清掃活動	自治会区域内の清掃及びごみ拾いを定期的に行う。 **※芝刈りは補助対象の活動に含まれない**	年３回以上	
④側溝清掃	地域内の側溝清掃を自主的に実施する。 ※市に、泥等の回収を依頼する場合は、回収を希望する１週間前までに道路下水道課（内線 263）へ要連絡	年１回以上	
⑤高齢者などの見守り活動等	一人暮らしの高齢者・障害者など、孤立しがちな家庭を中心に訪問を行い、継続的な安否確認や交流を図る。 **※「回覧を回したが、安否確認や交流は行っていない」は対象外**	年１回以上	
⑥登下校の見守り	小学生が登下校する時間帯に、横断歩道や通学路において子どもの安全・安心を見守る。	１週間程度継続	
⑦地域団体連携事業	自治会の活動を行うに当たり、PTA、老人会等の地域団体と連携して自治会活動を実施する。活動内容は問わない。 **※事業を共催・共同によって実施するものであること** **※他団体主催のイベントに、自治会が参加するものは該当しない**	年１回以上	
⑧加入促進事業	Ⓐ加入促進チラシを非会員に配布し、自治会加入を勧める。（チラシは市から提供することも可能） Ⓑ定期的に広報誌やブログで情報を発信し、自治会活動や加入促進につなげる情報を非会員にも周知する。	年１回以上	
⑨健康増進事業	自治会で健康増進活動（ミニ運動会・体操・ウォーキング等）を実施する。【感染症の拡大状況に留意し、無理のない範囲で実施】 ※市や市が補助金を支出している団体が主催する事業への参加は対象外 例：地区ふれあいスポレク大会、栄村駅伝大会、歩け歩け大会 グランドゴルフ大会、ボッチャ大会　等	年１回以上	

※いずれの活動についても、活動した際に活動中の様子が分かるよう、必ず写真撮影をしてください。実績報告時に、写真を提出していただきます。
なお、⑤や⑥の活動では、見守り対象の方と活動をする自治会の方が写真に納まるようにしてください。活動をする自治会の方は、タスキや腕章等で見守り中であることをアピールする工夫があると、更に良いです。